

令和5年度 集団指導資料

高齢福祉課からの報告及び連絡事項について

瑞浪市高齢福祉課

高齢福祉課からの報告及び連絡事項

1. 事業所指定更新申請書類等の提出について

申請書類等を提出いただいた後、速やかに確認作業を進めております。

その際、加筆・修正をお願いする事項や不足している資料の追加提出をお願いする場合があります。

つきましては、余裕を持った審査が行えるよう、書類の早期提出にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業「事業対象者」の認定更新について（見直し）

令和5年度末までは有効期間を設けて更新制としておりましたが、事業対象者の手続き負担等を鑑み、令和6年度より有効期間を「無期限」として取り扱うこととしました。

	発行日	有効期間
従前	令和6年3月31日まで	1年間
新	令和6年4月1日から	無期限

※現在認定を受けてみえる方には、新しい被保険者証を令和6年4月に郵送いたします。

3. 1日付けの区分変更申請の取扱いについて

1日付けの区分変更申請をご希望される場合は、下記のとおり手続きをお願いいたします。

- 1日が市役所開庁日（平日）にあたる場合は、1日当日に限り「1日」付けとします。
- 1日が市役所閉庁日（土日祝）にあたる場合は、前開庁日および翌開庁日に限り「1日」付けとします。^{*1}
- 1月1日付け申請は、年明け最初の開庁日当日に限り「1日」付けとします。^{*2}

^{*1 *2} 申請時に必ず「1日」付けでの受付を希望する旨をお申し出ください。申請時に申し出がない場合は、実際に書類を受け付けた日を申請日として取扱います。

4. 事故報告の取扱いについて（徹底）

介護サービス提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族や担当する居宅介護支援事業所などへの連絡を含め、適切な対応を速やかに行ってください。（市・県ホームページでご確認ください）

報告対象	報告期限
重大な事故 ■死亡 ■重症(入院期間が1月を超えると見込まれるもの等) 虐待(疑いを含む)	第一報 発生(発見)から24時間以内 第二報 発生(発見)から1週間以内
上記以外	発生(発見)から1週間以内

【市ホームページアドレス】

https://www.city.mizunami.lg.jp/koureisha_kaigo/kaigohoken/1001260/1006983.html

(ページ番号検索による場合は「1006983」)

【岐阜県ホームページアドレス】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16954.html>

(記事 ID 検索による場合は「16954」)

5. 食中毒や感染症等の対応について (リマインド)

新型コロナウイルス感染症の他、施設内等で感染症等の事例が発生した場合の報告等の取扱いについては「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」をご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【岐阜県ホームページアドレス】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25564.html>

(記事 ID 検索による場合は「25564」)